

みく に 便 り



みくには
ハートに愛

*** 夏季休業のお知らせ ***

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
誠に勝手ながら、弊事務所では下記の日を夏季休業とさせていただきます。

休業日 令和4年8月15日(月)

2022年8月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



～厚生労働省より～

新型コロナに係る傷病手当金の支給に関するQ&Aが改訂されています。

- ◆「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」が改訂され、新たに7つのQが追加されました。例えば、次のようなものです。

○被保険者が、業務災害以外の事由で罹患した新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の療養のため、労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

→傷病手当金の支給対象となりうる。

○被保険者の検査は実施していないが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になった場合等において、医師の判断により当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断されたため、当該被保険者が労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

→傷病手当金の支給対象となりうる。

- ◆それぞれの内容が細かく、難しい点もあるので、従業員から相談があった際には弊事務所までご相談ください。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について】
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220705S0010.pdf>

本年度の最低賃金が過去最大の引き上げ。
群馬県は895円に。

- ◆今年度の最低賃金について、中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会が全国平均の時給を31円上げて961円とする目安を決定しました。引き上げ幅は過去最大となります。
- ◆上記の内容で正式決定になりますと、群馬県の最低賃金は、現在の865円から30円引き上げられ、『895円』となり、**2022年10月頃から適用**となります。
- ◆最低賃金は企業が支払うべき賃金の最低水準のため、引上げに伴い、確認・対策が必要となります。
 - ① 本年度の最低賃金引き上げ額を確認する。
 - ② 自社で設定している賃金が最低賃金額を下回らないか確認する。
 - ③ ②で下回った場合、就業規則・賃金規則・雇用契約書等の見直し、変更を行う。

8月の税務と労務の手続提出期限

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

○個人事業税の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]